令和8年度
久留米市会計年度任用職員
男女平等推進センター（相談業務）
募 集 案 内

＜申込受付期間＞

令和８年５月２２日（金）～令和８年６月２３日（火）

午前９時３０分から午後５時１５分

（郵送は６月１８日（木）消印有効）

※５月３１日（日）は休館日のため窓口受付を行いません。

久留米市　協働推進部　男女平等推進センター

〒830－0037　久留米市諏訪野町 1830－6

えーるピア久留米１階

TEL：0942-30-7800　FAX：0942-30-7811

久留米市会計年度任用職員
男女平等推進センター（相談業務）募集案内

求める人材像

男女平等について関心があり、女性のさまざまな悩みに対応できる人

相談業務に必要な知識の習得に努め、積極的に取り組む意欲のある人

1　職務内容及び採用予定人員

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
会計年度任用職員 男女平等推進センター （　相　談　業　務　）	○　女性のさまざまな悩みに応じる相談業務 ○　講座等の企画・実施 ○　その他センターの業務に関する事務 ※いずれの業務も専門システムを使ったパソコン作業あり	１名程度

（１）第２次試験が同日に実施される他の職員募集との併願はできません。

（２）採用予定人数は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2　受験資格

（１）普通自動車第一種運転免許を有する人

（２）久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付職員、任期付短時間勤務職員、または会計年度任用職員として現在勤務する人で、令和８年８月１日以降に任期を有する人は受験できません。

（３）国籍、年齢は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、「３　日本国籍を有しない人の受験資格」に記載しています。

（４）上記の受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3　日本国籍を有しない人の受験資格

（１）出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

（２）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※なお、面接試験などはすべて日本語で行います。それらの対応、応答すべて日本語で行っていただきます。

4　勤務条件

（１）任用期間　令和８年８月１日から令和９年３月３１日まで

なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要がある場合に限り、原則２回最大４回まで再度の任用をする場合があります。

（２）勤務場所　久留米市男女平等推進センター
（久留米市諏訪野町1830-6「えーるピア久留米」内）

（３）勤務時間等

項目	内容
勤務日数及び勤務時間	１日あたり７時間の週５日勤務(週３５時間)、土曜・日曜勤務あり 【勤務時間】 ａ：9：00～17：00　ｂ：9:30～17:30　ｃ:10：00～18：00 ｄ：13：00～21：00 ａ・ｂ・ｃ・ｄいずれかのローテーション勤務で、具体的な勤務表は別に定める ＊業務上の必要があるときは、時間外または休日勤務あり
週休日	月の末日及び別に指定する日（４週８休）
休　日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までの期間
給与等	月額 ２２３，１９０円（地域手当相当報酬含む） 諸手当：期末手当、勤勉手当、地域手当、時間外勤務手当、通勤手当等あり ※上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。 支給日：毎月２２日(２２日が土日、祝日に当たる場合は直前の平日)

（４）休暇制度　年次有給休暇、特別休暇等あり

（５）社会保険　健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用あり

５　試験の方法及び内容

区　分	試験科目	方法及び内容	日　時　・　会　場
第１次試験	書類審査	採用試験申込書の審査	―
第２次試験	作　文	（６０分程度） 男女平等に関する課題認識や、相談業務の役割等について文章で表現する試験	日時：７月１２日（日） 午前９時５０分集合 会場：久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米２階 **２０９研修室** ※第２次試験は第１次試験通過者のみになります。スケジュール等詳細については、第１次試験の合格者発表時に郵送により通知します。
	人権問題	（５分程度） 人権に関する一般的な知識等について、択一式による筆記試験	
	面　接	（２０分程度） 面接を通じて、職員としてふさわしい人物かどうかを判定する試験	

（1）試験の日程は予定です。変更があった場合は、受験者に別途お知らせします。
（2）第２次試験で受験上の配慮（補聴器や車いすの使用、拡大文字を使用した試験問題など）を希望する人は、７月１０日（金）午後５時１５分までにご連絡ください。
補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。拡大文字は、文字の大きさを基本的にこの大きさ（１４ポイント）に拡大します。なお、点字受験はできません。

６　申込受付期間及び申込方法等

（１）申込受付期間
<u>令和８年５月２２日（金）～令和８年６月２３日（火）</u>　<u>午前９時３０分から午後５時１５分まで</u>
郵送の場合は６月１８日（木）消印有効。
なお、５月３１日（日）は休館日のため窓口受付を行いません。

（２）申込方法

「久留米市会計年度任用職員採用試験受験申込書」、「受験票」に必要事項を記入し、次の方法のとおり申し込んでください。なお、提出された申込み書類は、一切返却いたしません。

①持参する場合

久留米市男女平等推進センター（えーるピア久留米１階）に持参してください。

②郵送する場合

封筒の表面に「受験申込み」と朱書きし、裏面に差出人の住所・氏名を明記して、<u>１１０円切手を貼った返信用封筒</u>を必ず同封（受験票郵送用）のうえで、久留米市男女平等推進センター宛てに、<u>特定記録又は簡易書留</u>で送付してください。これによらない場合の事故については責任を負いません。

（３）受験票の交付

受験票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、７月１日（水）午前１１時までに男女平等推進センターへご連絡ください。

7　合格者発表

合格者の受験番号を久留米市のホームページへ掲載すると共に、受験者全員に合否の結果を郵送により通知します。なお、電話等での合否に関する問合せへの対応については、一切行いません。

（１）第１次試験の合格者発表

日時：７月３日（金）午前９時

（２）第２次試験の合格者発表

日時：７月１７日（金）午前９時

8　試験成績の開示

試験成績については、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

（対 象 者）	各試験の不合格者（すべての試験科目を受験した人に限ります。）
（請求方法）	受験票・ 本人であることを示す書類（運転免許証等）を久留米市男女平等推進センターまでお持ちください。
（開示内容）	順位・科目別得点・総合得点を開示します。
（開示期間）	合格発表の日から１ヶ月間 （受付は午前９時３０分から午後５時１５分。土日祝・月末休館日を除く）

＜問合せ先・申込書提出先＞　久留米市男女平等推進センター

〒830-0037　久留米市諏訪野町1830-6（えーるピア久留米１階）

ＴＥＬ 0942-30-7800　FAX 0942-30-7811　Eﾒｰﾙ danjo-c@city.kurume.lg.jp

第２次試験会場案内図

◆　ご来所の際は、公共交通機関をご利用ください。
◆　徒歩／西鉄久留米駅から約１０分（約７００ｍ）
◆　バス／西鉄久留米駅２番乗り場から、
諏訪野町経由八女行き３１番バス、または
諏訪野町経由青峰団地行き３番バスに乗車し、「税務署前」で下車。徒歩５分。

久留米市諏訪野町 1830-6
えーるピア久留米　２階
（２０９研修室）